



目 次	ページ
告 示	
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）	
(12・17掲示)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（10件）	1
(治山林道課)	
○道路の区域変更	2
(道 路 課)	
○道路の供用開始	2
( " )	
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	3
(都市計画課)	
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正	3
(12・20掲示)	
正 誤	
○正誤（平30・10・12付け 告示）	4

-----  
告 示  
-----

### 高知県告示第967号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（平成30年12月）の数量を超えたため、同法第10条第2項の規定により、平成30年12月17日から同月31日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

平成30年12月17日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県告示第991号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

- 次に掲げる告示で定めるところによる。
- 昭和47年7月農林省告示第1297号
- 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第992号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。
- 昭和47年10月農林省告示第1946号

- 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第993号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。
- 昭和47年12月農林省告示第2289号
- 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第994号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。
- 昭和48年2月農林省告示第146号

- 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第995号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。
- 昭和48年3月農林省告示第449号

- 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第996号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規

定により告示する。  
平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和48年12月農林省告示第2494号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第997号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和50年1月農林省告示第40号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第998号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和51年10月農林省告示第947号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第999号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和51年10月農林省告示第948号（国有林を除く。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第1000号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
昭和52年8月農林省告示第837号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町福良 字水谷3番4から 宿毛市小筑紫町福良 字水谷3番1まで	前	12.1 }	19
	後	8.9	19

#### 高知県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸中インター
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市東浜字下モクスモト 217番4から 安芸市矢ノ丸四丁目712番 1まで	160	平成30年12月28 日

-----  
公 告  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年10月26日 30高東土第1810号	長岡郡本山町本山字 婦全山2133番1 (うち第2工区に係 るもの)	長岡郡本山町本山 504番地 本山町長 細川 博司

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第75号**

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年12月20日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中「高知総合リハビリテーション病院」を「医療法人社団晴緑会高知総合リハビリテーション病院」に、「高知高須病院」を「医療法人尚賢会高知高須病院」に、「J A高知病院」を「高知県厚生農業協同組合連合会 J A高知病院」に、「井上病院」を「医療法人広正会井上病院」に、「介護老人保健施設しお風」を「社会福祉法人香南会介護老人保健施設しお風」に、「介護老人保健施設希望」を「佐川町介護老人保健施設希望」に改める。

2 老人ホームの表中

「

社会福祉法人 C I J 福祉会特別養護老人ホームつむぐ	高知市長浜6598番地 4
------------------------------	---------------

」

を

「

社会福祉法人 C I J 福祉会特別養護老人ホームつむぐ	高知市長浜6598番地 4
社会福祉法人香南会ユニット型特別養護老人ホームもとちか	高知市長浜4975番地

」

に、「特別養護老人ホーム光優」を「社会福祉法人黒潮福祉会特別養護老人ホーム光優」に、「特別養護老人ホーム香南赤岡苑」を「社会福祉法人香南会特別養護老人ホーム香南赤岡苑」に、「軽費老人ホームケアハウスぬくもり」を「社会福祉法人香南会軽費老人ホームケアハウスぬくもり」に改める。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平30・10・12	10080	○告示	1	右 (25)	昭和52年10月農林省告示第1058号	昭和52年10月農林水産省告示第1058号